

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3 外部監査の結果

第3-3 外部監査の結果：各論

1 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

(2) 利用者預り金の管理について

③結果

監査の結果（意見の概要）	対応状況
<p>エ. 預り金総括表の未作成について【和陽園】 (報告書 P130)</p> <p>和陽園において、利用者から預かる金銭等に対して、要綱第5条に基づき、諸帳簿を作成することが規定されているが、同条に規定されている預り金総括表（様式1）が作成されていない。</p> <p>預り金総括表は、利用者が和陽園に預けている金銭等を網羅的に把握する表であり、当該総括表が作成されないと、利用者から預かった金銭等に関して、網羅的に管理することができない。</p> <p>ここで、和陽園においては、利用者から現金及び預金を預かっていることから、利用者から預かった現金に関しても預り金総括表で管理する必要がある。</p> <p>しかし、現行の預り金総括表（様式1）においては、現金に関して独立して記載する欄が設けられていないため、その他の欄において記載することになる。また、利用者から預かる預金においては、千葉銀行以外の預金も存在することから、千葉銀行以外の預金はその他の欄において記載することになる。このように、現行の預り金総括表（様式1）において設けられている記載項目では、現金と預金が同一の欄に記載されることになり、利用者から預かる金銭等を管理するにあたり煩雑となる。</p> <p>更に、現行の預り金総括表（様式1）では、ある一定の時期における利用者が和陽園に預けている金銭等の残高を記載する表となっていることから、仮に、異常な取引が行われていたとしてもその異常性を発見することができない。具体的には、</p>	<p>要綱を改正し、「個別現金預り金台帳」及び「個別預金預り金台帳」において、「繰越金」、「入金」、「支出」及び「残高」をそれぞれ記載する欄を追加することで、現金と預金の入出金に関して異常性が把握できるよう様式を改めた。</p>

ある利用者の口座で多額の引出が不正に実施されていたとしても、その口座のおおよその残高を把握していなければ、不正に引き出された後の残高について異常性を発見できないということである。

【結果③：意見】

利用者から預かった金銭等について、年度を通じて現金を含めて、現預金の預け入れ及び払出しに関して異常性を発見できるような預り金総括表へ形式を変更することを要望する。例えば、個人別の残高を月次推移として把握できるような形式が考えられる。